

## 母子健康手帳の交付

(窓口：母子保健担当 役場2階)

妊娠の確認ができれば早めに母子健康手帳の交付を受けてください。

母子健康手帳交付時は保健師等が全ての妊婦と面接し、体調の確認や町のサービスに関する案内などを行います。代理の方が届出を行う場合は、後日電話や訪問により保健師が面接をさせていただきます。

\*妊娠届出の際は、妊婦本人のマイナンバー番号確認書類をお持ちください。

## 妊婦健康診査等

(窓口：母子保健担当 役場2階)

妊娠届出・母子健康手帳交付時に妊婦健康診査等助成券を交付します。この助成券は、町に住民票を有する妊婦に必要とされる妊婦健康診査等の費用の一部を公費で負担するものです。助成券の上限を超えた分は自己負担となります。

## 【転入・転出の場合】

## ・転入の場合

住民票の異動に伴い、妊婦健康診査等助成券の差替えが必要です。前住所の妊婦健康診査等助成券と母子健康手帳をお持ちのうえ、母子保健担当（役場2階）窓口で差替え手続きを行ってください。

## ・転出の場合

住民票を異動した時点で、当町の妊婦健康診査等助成券は使用できません。転出先にて妊婦健康診査等助成券の差替えを行ってください。

## 多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用の助成 (窓口：母子保健担当 役場2階)

**内容** 多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査受診票14回分を越えて自費で妊婦健康診査を受診した際に要した費用の一部を助成します。

**対象** 妊婦健康診査受診日において次の要件をすべて満たす者。

- ①三芳町に住民登録がある。
- ②多胎児を妊娠している。

**助成限度額** 妊婦健康診査受診1回につき5,000円、妊婦1人につき5回まで

**その他** 詳細は母子保健担当までお問い合わせください。

## 妊婦のための歯周疾患予防検診

(窓口：健康推進担当 役場1階)

**実施期間** 令和6年4月1日～令和7年3月31日

**実施場所** 三芳町歯科医師会の医療機関(P7参照)

**対象** 妊娠中の女性 **費用** 500円

**内容** ①歯科検診 ②歯周病検査 ③ブラッシング指導

**その他** 妊娠届出時及び、転入に伴う妊婦健康診査受付票の引き換え時に、受診票を配布します。

## 両親学級

(窓口：母子保健担当 役場2階)

**対象** 安定期の妊婦とその家族

**実施場所** 保健センター

**対象** 沐浴実習、妊婦体験など

**申込み等** 右記二次元コードよりお申込みください。

\*開催日等詳細は「広報みよし」をご覧ください。



三芳町ホームページ  
二次元コード

## 出産後

## 産後ケア事業(ショートステイ型・デイサービス型・アウトリーチ型)

(窓口：母子保健担当 役場2階)

## 1. 利用できる方

1歳未満の児とその母親

次の方は対象外となります。

- ①お母さんまたはお子さん、もしくはその両方が感染症に罹患している場合
- ②お母さんまたはお子さん、もしくはその両方に医療処置・管理が必要な場合

## 2. その他

生活保護世帯及び非課税世帯の方は、食費を除く利用料は無料です。申請時に生活保護受給者証または、非課税証明書をご提出ください。

## 令和6年度から産後ケア事業の利用料の補助を行います。

利用料の補助に際し、産後ケア事業の利用料や対象者が下記のとおり変更となります。

令和6年4月1日以降出生届をされる方には出生届出時に、産後ケア事業を申請される方には利用申請時に、産後ケア事業利用費助成券をお渡しいたします。

すでに、令和6年4月1日以前に産後ケア事業の利用申請をしている方の産後ケア事業利用費助成券の送付は、4月中旬以降を予定しております。産後ケア事業利用費助成券が送られる前に、産後ケア事業の利用を希望される場合は、お手数ですが母子保健担当（役場2階）までお問い合わせください。

## 【変更内容】

令和5年度まで

利用限度は1人7回まで(原則)

利用の際に、各施設に応じた利用料を支払う。

## 令和6年度から

利用限度は1人7回まで(原則)

課税世帯についても、2,500円/回・5回まで利用料を免除\*。

\*令和6年4月1日以降に利用分から免除となります。

\*利用に際しての食事は実費となります。